

(令和4年7月以降申請用)

所持免許状を基礎にして、  
在職年数と修得単位で  
**隣接校種免許状**を取得する場合  
(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)

<目次>

I 共通事項

1 概要	-----	1
2 単位の修得	-----	1
3 在職年数	-----	2

II 取得しようとする免許状の種類別の必要単位数等

第1 幼稚園教諭免許状を取得する場合	-----	7
第2 小学校教諭免許状を取得する場合	-----	8
第3 中学校教諭免許状を取得する場合	-----	9
第4 高等学校教諭免許状を取得する場合	-----	13

## 第4章 所持免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で隣接校種の免許状を取得する場合（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）

### I 共通事項

#### 1 概要

基礎となる免許状を取得した後、「基礎となる免許状の校種及び教科の在職年数」又は「取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数」と、所定の単位を修得して、隣接校種の二種免許状（高等学校教諭は一種免許状）を取得します（法第6条、法別表第8を根拠に、教育職員検定による取得）。

取得しようとする免許状	基礎となる免許状
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭免許状（専修・一種・二種）
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭免許状（専修・一種・二種）
	中学校教諭免許状（専修・一種・二種）
中学校教諭二種免許状	小学校教諭免許状（専修・一種・二種）
	高等学校教諭免許状（専修・一種）
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭免許状（専修・一種）

教育職員検定の場合、免許状取得に必要な在職年数と所定の単位の詳細は、都道府県によって異なります。この御案内は、神奈川県教育委員会における内容です。

また、神奈川県教育委員会に免許取得の申請ができるのは、神奈川県内にお住まいの方又は神奈川県内の学校に教員として勤務する方となります。

（注）以下では、次のとおり法令を略称で表示します。

略称	法令名（正式名称）	備考
法	教育職員免許法	
規則	教育職員免許法施行規則	文部省令
細則	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則	神奈川県教育委員会規則

#### 2 単位の修得

##### (1) 単位の修得時期

基礎となる免許状を取得した後に修得した単位が有効です。

（基礎となる免許状の取得以前に修得した単位は使用できません。）

※ 基礎となる免許状の取得後であれば、改正法施行日（平成14年7月1日）より前でも可。

##### (2) 単位が修得できる大学等

法別表第8により免許状を取得する場合の必要単位は、認定課程を有する大学等のほか、認定課程を有しない大学、認定講習等で修得できます。ただし、小学校教諭免許状を基礎として、中学校教諭二種免許状を取得しようとする場合の「教科に関する専門的事項」は、一般的包括的内容を含みながらそれぞれ1単位以上修得する必要があることから、一般的包括的内容を含んだ科目を開設している「認定課程を有する大学等」又は「認定講習等」で単位修得をしてください。

修得単位は、「学力に関する証明書」の発行により証明されることが必要です。

### 3 在職年数

隣接校種の免許状を取得する場合、「基礎となる免許状を取得した後、下表の「在職年数の区分」の「基礎となる在職年数」として(1)又は(2)で3年以上の在職年数が必要です。また、「基礎となる在職年数」が3年以上あるほかに、「単位軽減となる在職年数」が1年以上ある場合は、必要単位が軽減されます。

在職年数の区分		説明	在職年数となる学校	在職年数となる職等
基礎となる在職年数	(1) 基礎となる免許状の校種及び教科の在職年数	3年以上必要 (ない場合は、隣接校種の免許状の取得はできません)。	P. 2 (1)	基礎となる免許状を取得した後（注1）、「(1)基礎となる免許状での在職年数となる学校」又は「(2)取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数となる学校」における「主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）、指導教諭、教諭又は講師」（注2）（注3）として良好な成績で勤務した最低在職年数
	(2) 取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数			
単位軽減となる在職年数		1年以上ある場合は、必要単位が軽減されます。	P. 3 (2)	基礎となる免許状を取得した後、「(2)取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数となる学校」における教員（注4）として良好な成績で勤務した最低在職年数

（注1）改正法施行日（平成14年7月1日）より前でも可。

（注2）「基礎となる免許状」が幼稚園教諭免許状の場合は、「主幹教諭～講師」に幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含みます。

（注3）「主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師」としての在職年数には、基礎となる免許状を取得した後の臨時免許状での在職年数を含みます。ただし、臨時免許状での「助教諭」としての在職年数は含みません。

（注4）「教員」としての在職年数には、臨時免許状での助教諭としての在職年数を含みます。また、「取得しようとする免許状」が幼稚園教諭二種免許状の場合は、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含みます。

#### (1) 基礎となる免許状の校種及び教科の在職年数となる学校

基礎となる免許状	在職年数となる学校等				
幼稚園教諭免許状 (専修・一種・二種)	幼稚園	特別支援学校の幼稚部	幼保連携型認定こども園		(4ページの(3)参照)
小学校教諭免許状 (専修・一種・二種)	小学校	特別支援学校の小学部		義務教育学校前期課程	
中学校教諭免許状 (※)	中学校	特別支援学校の中学部		義務教育学校後期課程 中等教育学校前期課程	
高等学校教諭免許状 (専修・一種)	高等学校	特別支援学校の高等部		中等教育学校後期課程	

※ 「取得しようとする免許状」が小学校教諭二種免許状の場合は、(専修・一種・二種)  
「取得しようとする免許状」が高等学校教諭一種免許状の場合は、(専修・一種)

(2) 取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数

取得しようとする免許状	在職年数となる学校等						
幼稚園教諭 二種免許状	幼稚園	特別支援 学校の幼 稚部	幼保連携 型認定こ ども園				学校 以外 の 教育 施設 (4 ペー ジの (3) 参照)
小学校教諭 二種免許状	小学校	特別支援 学校の小 学部		義務教 育学校 (※1)		小学校における教育 と一貫した教育を施 す中学校(※2)	
中学校教諭 二種免許状	中学校	特別支援 学校の中 学部		義務教 育学校 (※1)	中等教 育学校 (※1)	中学校における教育 と一貫した教育を施 す小学校(※2)  中学校における教育 と一貫した教育を施 す高等学校(※3)	
高等学校教諭 一種免許状	高等学 校	特別支援 学校の高 等部			中等教 育学校 (※1)	高等学校における教 育と一貫した教育を 施す中学校(※3)	

※1 義務教育学校や中等教育学校は、対象学年(課程)が異なっても、9年又は6年間の一貫した教育を行っており、その学校の経験を幅広く評価できることから、この表の義務教育学校と中等教育学校は前期課程・後期課程を問いません。

※2 学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定によるもの

※3 学校教育法第71条の規定によるもの

(参考) 取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数となる場合

取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数となる場合の例	説明(関係法令)
中学校教諭(音楽)免許状を有する者が、小学校で音楽の専科担任を行う場合	専科担任(法第16条の5第1項)
特別支援学校教諭普通免許状(知的)と小学校教諭免許状を有する者が、特別支援学校(知的)中学部の教諭となる場合	特別支援学校普通免許状(知的)のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者が、特別支援学校で専ら知的障害者に対し、自立教科等以外の教科の教授又は実習を担当する教諭又は講師となることができる(法第17条の3)。
小学校教諭免許状を有する者が、中学校で特別非常勤講師を行う場合	教科の領域の一部の事項又は実習を担当する非常勤講師は、相当免許状を有しない者を充てることができる(法第3条の2)。
「基礎となる免許状」を取得した後、「取得しようとする免許状」の校種の助教諭臨時免許状を取得し、主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合(※)	臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り(中略)授与する(後略)(法第5条第6項)。

※ 「基礎となる免許状」を取得する前の在職年数や、助教諭としての在職年数は使えません。

### (3) 学校以外の教育施設

下表の「学校以外の教育施設」において教育に従事した者（免許法別表第3備考第2号の規定により実務に関する証明を受けることのできる者を除く。）は、「相当する学校の教員」の在職年数となります。

学校以外の教育施設	相当する学校の教員
少年院法による少年院	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校
海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校
外国の教育施設又はこれに準ずるもの（前項に掲げるものを除き、独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）	授業を担当した課程に応じ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校

### (4) 在職年数の考え方

在職年数の考え方	具体例
「(1) 基礎となる免許状の校種及び教科の在職年数」となるかどうかは、右欄の具体例で御確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 隣接校種の免許状を取得する場合は、「取得しようとする免許状」の校種・教科を基準にして、「基礎となる免許状」の在職年数の通算方法が決まります。</li> <li>✓ 小学校教諭二種免許状を取得しようとする場合に、「中学校教諭一種免許状（理科）で2年、中学校教諭二種免許状（数学）で1年」の在職年数がある場合は、基礎となる免許状での在職年数が3年になります。 ⇒ <u>小学校教諭二種免許状を取得する場合は、小学校で複数教科を教えるため、基礎となる免許状（中学校教諭免許状）の複数教科の教授期間を通算できます。</u></li> <li>✓ 中学校教諭二種免許状（社会）を取得しようとする場合に、「高等学校教諭一種免許状（公民）で2年、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）で1年」の在職年数がある場合は、基礎となる免許状での在職年数が3年にはなりません。 ⇒ <u>中学校教諭二種（又は高等学校教諭一種）免許状を取得する場合は、高等学校教諭や中学校教諭が教科担任制なので、「基礎となる免許状」の種類は同じ（一つの教科）でなければなりません。</u>上記の例では、公民又は地理歴史のどちらかで3年以上の在職年数が必要です。</li> </ul>

(4) 在職年数の考え方（続き）

在職年数の考え方	具体例
<p>専科担任を行った在職年数は、「基礎となる在職年数」になります。また、「単位軽減となる在職年数」にもなります。</p>	<p>✓ 「基礎となる免許状」が中学校教諭（音楽）免許状、「取得しようとする免許状」が小学校教諭免許状、小学校で音楽の専科担任として4年の在職年数がある場合の扱いは、次のようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「取得しようとする免許状」での在職年数（小学校で3年）があるので、隣接校種による免許状の取得が可能です。</li> <li>● 「取得しようとする免許状」での在職年数が4年以上ある場合は、3年を超える部分について必要単位数が軽減されます。</li> </ul> <p>※ 法改正（令和4年7月1日施行）で含めることができるようになりました（施行日以前の在職年数も含めることが可能）。</p>
<p>日本人学校に派遣されていた期間は、在職年数に含めることができます。</p>	<p>✓ 日本人学校に派遣されていた期間は、在職年数に含めることができます（規則第67条）。</p> <p>※ 法改正（令和4年7月1日施行）で含めることができるようになりました（施行日以前の在職年数も含めることが可能）。</p>
<p>休職、育児休業の期間は、在職年数に含めることができません。</p>	
<p>臨時的任用職員の期間は、「月数と日数」となります。</p>	<p>✓ 任用期間が平成29年4月1日～平成30年3月25日の場合の在職年数は11月と25日です。</p> <p>✓ 月の途中から任用された場合の在職年数は、在職年数の計算方法（次ページ）によります。</p>
<p>非常勤講師等の期間は、勤務条件により期間の換算を行った「換算後の月数と日数」となります。</p>	<p>✓ 在職年数の計算方法（次ページ）により算出されたものとします。</p>

(参考) 在職年数の計算方法

ア 月数の計算

任期 (始)	任期 (終) の月に 当日 (同じ日付) が あるか	在職期間が 2 か月となる場合	
		任期 (終)	例
月の初日	—	翌月の末日	✓ 1月1日～2月28日 (※1) ✓ 9月1日～10月31日
月の初日 以外	ある	翌々月の <u>当日</u> の 前日	✓ 1月15日～3月14日 ✓ 3月31日～5月30日 ✓ 7月30日～9月29日
	ない	翌々月の <u>末日</u>	✓ 7月31日～9月30日

※1 うるう年の場合は「2月29日」

イ 在職年数への換算率 (※2 非常勤講師の担当日時数に、日/週と時間/週の両方の記載がある場合は、換算率の高い方を適用)

職			換算率	
正規教員、臨時的任用職員、常勤講師			1 / 1	
非常勤 講師	担当日時数	6日/週 又は 15時間/週以上	※2	
		5日/週 又は 12～14時間/週		5 / 6
		4日/週 又は 9～11時間/週		2 / 3
		3日/週 又は 6～8時間/週		1 / 2
		2日/週 又は 3～5時間/週		1 / 3
		1日/週 又は 2時間/週以下		1 / 6

ウ 非常勤講師の「換算後の月数と日数」の算出

- ✓ 換算率 1 / 1 の期間は、任用期間の「月数と日数」となります。
- ✓ 換算率 5 / 6 以下の期間は、「ア 月数の計算」により算出された月数 (1月未満切捨) に「イ 在職年数への換算率」を掛けた「換算後の月数」 (1月未満切捨) となります。

(例1) A校 : H23. 4. 1～H23. 11. 20 (5日/週) の場合 (任用期間は7月と20日)  
 $\Rightarrow 7月 \times 5 / 6 = 5.83 \Rightarrow \boxed{5月}$

(例2) B校 : H23. 4. 5～H24. 3. 20 (週6時間)、C校 : H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週9時間) の場合、重複期間の時間数を合算して (期間1) と (期間2) にします。  
 (期間1) H23. 4. 5～H24. 9. 30 (週6時間) (任用期間は5月と26日)  
 $\Rightarrow 5月 \times 1 / 2 = 2.5 \Rightarrow \boxed{2月}$   
 (期間2) H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週15時間) (任用期間は5月と20日)  
 $\Rightarrow$  換算率 1 / 1 なので、 $\boxed{5月と20日}$

